平成２５年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿児島市山田町436番地３
債務者　松比良勇一
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上川　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川304号
債務者　竹井　武臣
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩路　広海
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７５号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目１番12号グランエクセル箕土路201号
債務者　安井組こと　安井　治夫
１　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
大阪府泉佐野市新安松３丁目７番16号
債務者　岩村　芳和
１　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
福井市田原２丁目34番20号
債務者　橋本工業こと　橋本　重浩
１　決定年月日時　平成25年５月24日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野条　泰永
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後２時５分
５　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５５号
愛知県瀬戸市瀬戸口町103番地の２
債務者　角田　幸吉
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　健一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７２号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地１　桂川ハイツ１―103
債務者　向井　弘三
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津田　岳宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地50―504
債務者　波尻　芳信
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　育司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１８８号
大阪市西淀川区歌島３丁目６番３―505号
債務者　泉口　　稔
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　義之
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７号
秋田県横手市大森町袴形字一本柳40番地
債務者　髙安　秀幸
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１９２号
熊本市中央区水前寺３丁目29番43号　ダイコー水前寺Ⅱ603号室、前住所熊本市中央区水前寺４丁目13番８号
債務者　渡邊　　弘
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０３号
熊本県合志市須屋318番地１
債務者　稲田ひとみ
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２号
函館市本通１丁目３番２号
債務者　瀬川みゆき
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４３号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目13番26号
債務者　谷藤　福美
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４７号
函館市弁天町６番１号
債務者　濱田久美子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
岩手県一関市幸町６番２号
債務者　佐藤　泰吉
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２２号
岩手県一関市真柴字中田41番地286　雇用促進住宅中田南宿舎１―105、前住所大阪府池田市畑３丁目２番20号　108号室
債務者　斎藤和加子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第７２号
山形市南館３丁目２番８号
債務者　植松　則男
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
山形地方裁判所民事部